

営繕工事における週休2日確保工事試行要領

令和6年9月27日制定

令和7年6月24日改正

令和8年6月26日改正

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県総務部（財産活用推進課に限る。以下同じ。）が発注する工事において、建設現場における週休2日を確保すること、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的としたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

2 週休2日確保工事

(1) 週休2日確保工事

週休2日確保工事とは、本要領に基づき、通期、月単位又は週単位で現場閉所することにより週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

- 1) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 2) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- 3) 週単位の週休2日（以下、「完全週休2日（土日）」という。）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、かつ1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。

(3) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、分離発注工事の場合にあつては、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業がない状態を含む。

(週休2日の達成基準)

第3条 週休2日確保工事の達成基準は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、次の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。ただし、完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

- 1) 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- 2) 月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。
- 3) 完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所日数が2日以上の水

準に達している状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

(対象工事)

- 第4条 週休2日確保工事は、総務部が発注する全ての工事を対象とする。ただし、取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。
- 2 前項により週休2日確保工事に取り組むこととした工事は、発注時に特記仕様書（別紙1）を添付し、通期の週休2日確保に取り組むことを指定する工事であることを明示するものとする。
- 3 受注後、受注者は発注者と協議のうえ、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日確保工事に変更することができる。

(現場閉所日の確保)

- 第5条 週休2日確保工事に取り組む場合は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。
- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。
- 3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。
- (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。
- 4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

- 第6条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。
- 2 受注者は、第4条第3項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。この場合において、前項にかかわらず、工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、完全週休2日（土日）確保又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。
- 3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、完全週休2日（土日）確保工事は、月単位若しくは通期の週休2日確保工事に、月単位の週休2日確保工事は通期の週休2日確保工事に変更することができる。
- 4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
- 5 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- 6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
- 7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(工事成績評定)

- 第7条 通期の週休2日確保を達成した工事については、工事成績評定（「工程管理」の項目）において加点評価を行う。完全週休2日（土日）若しくは月単位の週休2日確保を達成した工事については、追加で加点評価を行う。
- 2 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定（「法令遵守等」の項目）において減点措置を行う。

(留意事項)

- 第8条 週休2日確保工事等の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。
- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日が確保できる工期を延期する。

(2) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。

(3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

(アンケート調査等)

第9条 発注者が週休2日確保工事等に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(入札公告)

第10条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を示すものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年10月1日以降に積算する工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年7月1日以降に積算する工事から適用する。

附則

この要領は、令和8年7月1日以降に積算する工事から適用する。

営繕工事における週休2日確保工事 の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象）

第1条 本工事は、営繕工事における週休2日確保工事 試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

（取り組みの変更）

第2条 受注後、受注者は工事着手日までに発注者と協議のうえ、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日確保工事に変更することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事に取り組むことが望ましい。

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。ただし、完全週休2日（土日）確保工事においては、同一の週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。）内において振り替えを行わなければならない。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

- （1）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- （2）現場見学会等、現場を公開するもの。
- （3）発注者の指示によるもの。

（実施方法）

第4条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

2 受注者は、第2条第1項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。この場合において、前項にかかわらず、工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、完全週休2日（土日）確保又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。

3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、完全週休2日（土日）確保工事は、月単位若しくは通期の週休2日確保工事に、月単位の週休2日確保工事は通期の週休2日確保工事に変更することができる。

4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。

5 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

（アンケート調査等）

第5条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

（その他）

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 「週休2日確保工事」 工事看板の例)

